

## 介護職員等特定処遇改善加算について

当法人では、介護職員等特定処遇改善加算について、以下の通り取り組んでおります。見える化要件に基づき提示いたします。

「介護職員等特定処遇改善加算の算定要件」

- ・ 現行のⅠ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

### 1. 賃金改善について

特定処遇改善手当は、介護職員等特定処遇改善加算の配分により支給対象期間において勤務した介護職員に対して支給するものとするが、その他の職員に対しても支給することができる。

#### 支給対象となるグループ

- (1) a グループ (経験・技能のある介護職員)
  - ①介護福祉士資格を有し、雄和福社会及び他法人での介護職としての勤続年数の合計が10年以上の常勤の介護職員及び訪問介護員。
- (2) b グループ (その他の介護職員)
  - ①介護福祉士資格を有し、雄和福社会及び他法人での介護職としての勤続年数の合計が10年未満の介護職員及び訪問介護員。
  - ②介護福祉士資格を有しない、常勤の介護職員及び訪問介護職員。
  - ③介護職とその他の職種を兼務している者。
  - ④非常勤の介護職員及び訪問介護員。支給額は基本配分額に常勤換算割合を乗じた額とする。
- (3) c グループ (その他の職種)
  - ①介護職員以外の常勤職員。ただし、賃金改善後の年収見込み額が

440万円を上回らないものとする。また年収が既に440万円を上回る者は配分対象から除く。

- ②介護職以外の非常勤職員。支給額は基本配分額に常勤換算割合を乗じた額とする。ただし、所得制限のある者はこの限りではない。また、宿直代行員は配分対象から除く。

## 2. 職場環境等要件について

### (1) 資質の向上

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

### (2) 労働環境・処遇の改善について

雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休暇制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

### (3) その他について

非正規職員からの正規職員への転換  
職員の増員による業務負担の軽減